

平成20年6月5日 運営委員会決定

議員派遣について

[本会議での取り扱い]

- 議員派遣一覧表（目的、場所、期間、派遣議員）を本会議席上に配付し、議決を行う。
- 質疑、討論は行わず、即決の扱いとする。
- 意見等があれば、運営委員会で表明することができる。

【参 考】

地方自治法（第100条）

13 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。

横浜市会会議規則（第117条）

市会において審査、調査その他必要により議員を派遣する場合は、市会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合又は閉会中にある場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

議員派遣一覧表

目 的	場 所	期 間	派遣議員
<p>欧州の先進的な取組を調査し、横浜市が今後推進すべき施策の参考とするため、海外諸都市を視察する。</p> <p>英国では、ロンドン市において、高層木造建築、児童育成施策を調査する。高層木造建築について、欧州では建材の開発が進み、高層の木造建築物が建設されている。本市では「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき「横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を策定したところであり、ロンドン市内における木造建築の先進的な事例を調査し、本市の施策に活かしたい。児童育成施策について、英国では、NSPCC（全英児童虐待防止協会）が児童相談所の運営や、困難を抱える子供をはじめ、子供たちのカウンセリングを電話で行っている。現場を調査し、本市の児童育成関係の施策に活かしたい。</p> <p>エストニアでは、タリン市において、世界最先端といわれる電子行政サービスについて調査する。電子行政の全体像について解説していただいたうえで、自治体業務におけるICT活用、学校でのICT教育の実情、起業支援機関の取組状況、また、様々な電子行政サービスを可能にしている情報基盤について等を調査し、横浜市官民データ活用推進基本条例の趣旨に基づく本市施策の参考としたい。</p>	<p>ロンドン (英国) タリン (エストニア共和国)</p>	<p>平成30年 6月21日から 平成30年 6月28日まで</p>	<p>佐藤 茂 鈴木 太郎 古川 直季</p>